

「新型コロナウイルス感染症」に関するお取り扱いについて

メットライフ生命保険株式会社(代表執行役 会長 社長 最高経営責任者 エリック・クラフェイン)は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においてお客さまの利便性を高めるため、当社の主な商品における保険金・給付金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービス、新規のお引き受けについて以下のとおり対応することをお知らせします。

【保険金・給付金のお取り扱いについて】

新型コロナウイルス感染症は、疾病入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。疾病入院給付金は、疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いをします。検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、疾病入院給付金のお支払い対象となります*。

また、新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による死亡保険金のご請求対象となりますが、現時点では、災害死亡保険金、災害高度障害保険金につきましては、ご請求対象外となります。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

【ご請求時のお取り扱いについて】

ご請求時には、スムーズかつ迅速な対応をさせていただくために、まずはお電話をいただき、オペレーターがお客さまの状況を判断の上、郵送またはメットライフ生命アプリ(かんたん給付請求)での手続きをご案内いたします。

郵送でのご請求の場合は、必要書類として、当社所定の「診断書」に代えて、「入院・手術申告書」をご利用いただくことを可能といたします*。また、アプリでのご請求の場合は、短時間でお手続きができるうえ、ご請求いただいた日から最短1日で給付金をお受け取りいただけます。

※入院・手術申告書のご利用条件を全て満たしていることが必要となります。

【商品付帯サービスについて】

契約者さまを対象にご用意している「健康生活サポートダイアル」で、当社が委託するティーベック株式会社は、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。ヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)が、24時間年中無休で対応いたします。

なお、ご利用に当たっては、お届けしている「現況のご案内」、もしくは証券番号が必要となります。

詳細につきましては、右記 URL からご確認ください。 <https://www.metlife.co.jp/about/info/other/vas/>

【新規のお引き受けについて】

新型コロナウイルス感染症の影響により、お申込みに必要な診断書の提出等に遅延が生じる場合には、お客さまのご事情を配慮の上、お待ちいたします。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合には、完治後に所定の契約手続きをさせていただきます。

メットライフ生命は、「ともに歩んでいく、よりたしかな未来に向けて」をパーパスとして、お客さまの人生のパートナーとして選ばれる生命保険会社になれるようつとめてまいります。

以上

メットライフ生命について

メットライフ生命は、日本初の外資系生命保険会社として1973年に営業を開始し、現在は世界有数の生命保険グループ会社、米国メットライフの日本法人として、お客さまに常に寄り添い、最適な保障を選ぶお手伝いをしています。多様な販売チャンネルを通じて、個人・法人のお客さまに対し幅広いリスクに対応できる、革新的な商品の提供に努めています。 <https://www.metlife.co.jp/>